

鎌総合第 1121 号
令和 4 年（2022 年）10 月 17 日

自治会・町内会長 各位

鎌倉市長 松 尾 崇
(公印省略)

避難行動要支援者名簿の提供について（通知）

日頃より、本市防災業務に御理解御協力を賜り、誠にありがとうございます。
さて、本市では平成 28 年度より、高齢者や障害者など災害時に自力での避難判断や移動が困難な方の情報を掲載した「避難行動要支援者名簿」を御本人の同意に基づき作成し、貴団体を含む名簿受領の意思を示した自治会・町内会、民生委員児童委員、警察、消防、社会福祉協議会等の地域の支援組織に配布しているところです。

この度、同名簿を令和 4 年度の情報に改めましたので連絡申し上げます。
つきましては、別紙日程希望調査票記載の日程で名簿の配布を行いますので、希望日時、必要事項を御記入の上、下記回答期限までに御返送ください。

回答期限： 令和 4 年 11 月 4 日（金）

事務担当：鎌倉市 市民防災部
総合防災課 防災担当
TEL：23-3000

【名簿情報提供までの流れ】

1 名簿の提供

名簿の提供日は、下記のとおりです。希望する日時を日程希望調査票に御記入いただき、記入（希望）した日にご来場ください。

※別途通知は送付しませんので、記入した日をお控えください。

(1) 名簿受領当日の手続き

- ① 「取扱要領」に基づき、名簿の個人情報の取り扱い及び名簿の管理方法について説明します。
- ② 「受領書」に自治会・町内会長の御署名、押印の上、御提出いただきます。
- ③ 名簿及び個票、受領書の写しをお渡しします。

(2) 名簿の提供日

	名簿提供日時	会場
1	11/21 (月) 13:30~15:30	市役所第三分庁舎 災害対策本部室
2	11/22 (火) 10:00~11:00	大船支所 会議室
3	11/24 (木) 10:00~11:00	深沢支所 会議室
4	11/24 (木) 13:30~15:30	市役所第三分庁舎 災害対策本部室
5	11/25 (金) 10:00~11:00	腰越支所 コミュニティ室
6	11/25 (金) 14:00~15:30	玉縄支所 会議室

*記載のある時間内に御来場ください。

*名簿の受領にあたっては、自治会・町内会長がお越しくください。印鑑（代表者印又は代表者の認印）を御持参ください。

*1自治会・町内会ごとに名簿の提供を行います。そのため、職員対応中の場合はお待たせすることがありますので、予め御了承ください。

*1自治会・町内会あたりの所要時間は、5分ほどを予定しています。

*上記日程において都合が合わない場合は、別日程にて鎌倉市役所第3分庁舎総合防災課執務室での配布も可能ですので、その際は事務担当までお問合せください。

*お手元の名簿は回収しますので、当日もしくは後日、総合防災課に御持参ください。

【避難行動要支援者名簿とは】

提供する名簿は、「避難行動要支援者のうち、個人情報自治会・町内会、民生委員児童委員などの地域の支援組織に提供することに同意した方」の情報を掲載した名簿です。

なお、対象者は住所から抽出しており、自治会・町内会に加入していない方も含まれます。

1 避難行動要支援者対象者

- (1) 75歳以上の一人暮らし高齢者の方
- (2) 高齢者（65歳）のみ世帯の75歳以上の方
- (3) 身体障害者手帳1級または2級の方
- (4) 療育手帳A1、A2の方
- (5) 精神障害保健福祉手帳1級の方
- (6) 介護保険法による要介護度3以上の方
- (7) これまでの災害時要援護者登録名簿に登録されていた方

2 名簿に掲載されている情報

要支援者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他連絡先、支援を必要とする理由を掲載しています。

3 提供する名簿

- (1) 名簿【一覧表】
- (2) 個票【個別計画】・・・要支援者ごとに1枚。

4 その他の名簿提供先

自治会・町内会の他に、民生委員児童委員、警察、消防、社会福祉協議会の関係組織に名簿提供を行う予定です。

5 名簿の管理・複写

提供した名簿（複写した名簿も含む）は個人情報ですので、施錠できる場所（金庫や鍵のついたキャビネット等）に保管をお願いします。名簿は、避難支援等に携わる者のみ閲覧可能です。

名簿の複写は、避難支援等に活用することを目的とした必要部数は可能ですが、部数は、必要最小限に留めてください。また、電子データ化することはできません。

6 名簿の更新

名簿情報は、年1回の更新を予定しています。

市で管理する要支援者データは、毎月1回住民基本台帳、要介護者、障害者のデータベースと連携し、情報更新を行っています。そのため、転入転出、死亡や介護・障害度の変更等があった場合は、自動的に更新されます。

7 御理解いただきたいこと

地域による避難支援活動は、あくまで善意と地域の支え合いに基づくものです。

地域の支援者による要支援者に対する支援活動は、「支援者自身やご家族の安全を確認し、自分が動ける状態」であるとき、できる範囲の支援を行うもので、支援者が法的な責任や義務を負うものではなく、そのため、避難支援を保障するものではありません。

日程希望調査票

(下記のうち希望する名簿受領日時に一つに○をつけてください。)

希望日時(○をつける)	名簿受領日時	会場
	11/21 (月) 13:30~15:30	市役所第三分庁舎 災害対策本部室
	11/22 (火) 10:00~11:00	大船支所 会議室
	11/24 (木) 10:00~11:00	深沢支所 会議室
	11/24 (木) 13:30~15:30	市役所第三分庁舎 災害対策本部室
	11/25 (金) 10:00~11:00	腰越支所 コミュニティ室
	11/25 (金) 14:00~15:30	玉縄支所 会議室

年 月 日

自治会・町内会の名称

代表者の住所 鎌倉市

代表者役職

代表者の氏名

電話番号

料
金
受
取
人
払
郵
便

2 4 8 8 7 9 0

鎌倉局
承認
6050号

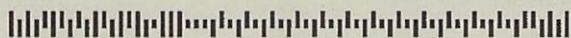
差出有効期間
令和5年(2023年)
12月16日まで
(切手をはらずに
お出しください)

(受取人)

鎌倉市御成町18番10号

鎌倉市役所

総務部 総務課 行



担 当 課

市民防災部 総合防災課

おすすめよう! 3R
~リデュース・リユース・リサイクル~



3R がまくら3R推進マスコットキャラクター